

令和7年度農山漁村インバウンド受入加速化事業業務委託仕様書

1 業務名

令和7年度農山漁村インバウンド受入加速化事業業務委託

2 目的

三重県の農山漁村の活性化を図るため、本県では農泊の取組を推進し、地域資源を生かした体験観光コンテンツの造成や、国内外からの誘客拡大に取り組む必要がある。

近年、新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込んでいたインバウンド（訪日外国人旅行）が全国的に回復基調にあり、農山漁村への関心も高まりつつある。

一方で、三重県における延べ宿泊者全体に占める外国人宿泊者の割合は全国順位でも低い水準で推移しており、農泊地域への外国人延べ宿泊者数は回復の途上にある状況であり、差別化できる観光コンテンツを充実させるなど、三重県における滞在価値向上を図ることが課題となっている。

本業務では、県内農泊地域の現状把握を行ったうえで、農泊におけるインバウンドの主なターゲットとして想定している「日本に長期間あるいは複数回目の来訪を検討している FIT（Foreign Independent Tour。団体旅行（パッケージツアー）ではない個人旅行）層」について、動向やニーズを把握するためのマーケティング調査を実施し、その結果に基づいて農泊によるインバウンド受入のアクションプラン（案）（以下「アクションプラン（案）」）を策定する。

さらに、マーケティング調査で得られた知見を基に、上記ターゲットに向けた「美しい国みえ」のイメージを体現する魅力的な農泊プログラムを開発するとともに、モニターツアーを実施して農泊プログラムの磨き上げを行うことで、外国人旅行者に満足度の高い農泊プログラムを開発する。

そして、業務終了時には県内農泊地域など関係者へのフィードバックを行い、本業務の成果を県内農泊地域に還元する。

これら一連の取組により、農山漁村への外国人宿泊者の増加と滞在消費の拡大を通じて、地域活性化に寄与することを目的とする。

なお、本業務において、農泊とは、農山漁村に宿泊し、滞在中に地域資源を活用した食事や体験等を楽しむ「農山漁村滞在型旅行」をいい（農林水産省ホームページ [「農泊」の推進について：農林水産省（maff.go.jp）](https://maff.go.jp) から引用）、漁村地域における滞在型旅行である渚泊（[渚泊（なぎさはく）の推進：水産庁](#)参照）を含む。

3 契約期間

契約締結の日から令和8年3月19日（木）まで

4 業務内容

受託者は、次に掲げる4（1）から4（6）について、県と事前に協議の上、委託業務を実施する。

（1）マーケティング調査の実施

① 目的

アクションプラン（案）策定の基礎資料とする。

また、今後、三重県が全庁的なプロモーションを行っていくことを見据え、「美し国みえ」のイメージを体現する魅力的な農泊プログラムの開発を行う基礎資料とする。

※「美し国みえ」の言葉には、三重県に訪れることで、三重県の持つ豊かな食資源や自然の美しさを楽しむだけでなく、古の日本にふれる体験や人と人との交流により心が洗われ、心も美しくするといった意味が内在している。

② 対象（ターゲット）

フランス、アメリカ、イギリス、台湾、タイ、シンガポール、香港からの外国人旅行者の内、農泊におけるインバウンドの主なターゲットとして想定している「日本に長期間あるいは複数回目の来訪を検討しているFIT層」とする。
なお、県内各農泊地域の提供するコンテンツ等の特色に応じて独自のマーケティングを行うことを妨げるものではない。

③ 実施期間

契約締結日から令和7年8月下旬まで（目安）。

④ 内容

ア 県内農泊地域の現状把握

県内農泊地域（22地域）について、観光事業や観光地の魅力や機能を示す重要な要素である「-uri（売り）」「-yado（宿）」「-hit（人）」「-ashi（足）」「-kone（コネクション）」の視点を含めて現状評価と課題の把握を行う。
現状把握の方法は、現地ヒアリングによるものを想定しているが、企画提案書にて提案を行う。

現状把握の内容は、三重県と協議し決定する。

現状把握の実施が難しい農泊地域がある場合は、三重県と協議した上で、現状把握の対象外とすることもやむを得ないこととする。

※uri：旅行者のニーズを満たす潜在価値（体験やコンテンツ）

※yado：農山漁村地域のストーリーを感じられる宿泊施設

※hit：旅行者を地域に送客する人材や、サービスを提供するガイド・

ホスピタリティ人材

※アシ：利用者個人の都合や嗜好などに併せたシームレスな移動環境

※コネ：旅行者に地域を認知してもらうための情報発信や売り込み

イ 対象市場におけるマーケティング調査

三重県が想定しているターゲット層のインサイトを深掘りし、対象とする旅行者に向けてどのようなジャンル・カテゴリーのコンテンツを訴求するべきかなどの視点を含めて調査を行う。

なお、インサイトとは、表面的なデータや情報から得られる深い理解や洞察のことを指します。

なお、国の「農泊」推進施策や三重県プロモーション推進方針等、本業務に関連する上位計画・施策の動向を踏まえて調査を実施し、その結果をアクションプラン（案）策定の基礎資料とする。

なお、マーケティング調査の方法は、三重県が想定している対象に対してのアンケート調査やインタビュー調査を想定しているが、効果的で効率的な調査方法（調査手法や調査数など）について企画提案書にて提案を行うこと。

また、マーケティング調査の内容は、三重県と協議し決定する。

（２）アクションプラン（案）の策定

① 目的

アクションプラン（案）は、県内農泊地域の特性を最大限に活かしながら、観光事業や観光地の魅力や機能を示す重要な要素である「ウリ（売り）」「ヤド（宿）」「ヒト（人）」「アシ（足）」「コネ（コネクション）」の課題を整理し、農泊による外国人旅行者の受入拡大に向けた今後の戦略を示すものである。

なお、アクションプラン（案）の計画期間は、２か年（令和８年度～令和９年度）とする。

② 実施期間

マーケティング調査の実施後から令和７年９月下旬まで（目安）。

なお、農泊プログラムの開発に影響がなければ、この限りではない。

③ 内容

ア 受託者は、４（１）で得られた調査結果を基に、アクションプラン（案）（A4 判 20～30 ページ程度）を作成し、図表を十分活用して視覚的にわかりやすい資料とする。

イ アクションプラン（案）には、下記 A～H の内容を含めることを想定しているが、内容については三重県と協議し決定する。

- A アクションプラン（案）の意義・役割
- B 三重県の農泊推進の基本方針
- C ブランディングと体験価値の方向性
- D 「-uri（売り）」「-yado（宿）」「-hit（人）」「-ashi（足）」「-kone（コネクション）」の現状と課題
- E 対象市場別戦略

（農泊によるインバウンド受入を具体的に推進するためのコンテンツ造成、価格設定、プロモーション、ブラッシュアップ、販路開拓などの戦略についての具体的な行動計画を盛り込むこと。例えば、ターゲットとする国・地域やセグメント（属性・特性による区分）ごとの訴求内容、旅行会社・OTA等との連携方策、外国人受入環境の整備（多言語対応や受入体制強化策）など、実現可能な施策を示すこと。

なお、OTAとは、「Online Travel Agency」の頭文字の略で、オンラインで宿泊施設や旅行商品を予約できる仲介業者のことを指す。）

- F 目標設定
- G 工程表（2か年）
- H 推進体制

ウ インバウンドを含め県外から農山漁村地域に旅行者を誘客する戦略として、「美し国みえ」という言葉に内在する力（三重の多様な魅力や価値）をしっかりと伝えられるよう、農山漁村の自然・文化・食・人との交流など観光資源としての広がりを持たせた実効性のある計画とする。

エ アクションプラン（案）の策定にあたっては、必要に応じて県の関係部署や地域の関係者（県内農泊地域等）と協議を行い、計画（案）を複数回協議・修正した上で内容を精査する。

（３）農泊プログラムの開発のための研修の実施

① 目的

上記４（１）のマーケティング調査で得られた結果を踏まえ、「美し国みえ」のイメージを体現する魅力的な農泊プログラムの開発に必要な知識を研修受講者に習得させ、実施可能なプログラムを研修受講者自身に作成させること。

② 対象

農泊事業者、および今後農泊の提供を検討する農林漁業者、地域資源を活用したビジネスを展開しインバウンド向け農泊プログラムの提供に意欲がある方々等。

③ 実施期間・実施回数

マーケティング調査の実施後から令和7年10月中旬まで（目安）に、研修を1回（4時間程度）実施する。

④ 実施日時・実施会場

4（3）の研修受講者が参加しやすい開催日・時間・場所を設定し、三重県の承認を得た上で決定する。

必要な備品・器具・装置等は全て受託者が用意し、会場の確保および調整等の運営業務を一括して受け持つ。

⑤ 農泊プログラムの様式の作成

受託者は、研修に先立ち、農泊プログラムの様式を作成する。

なお、農泊プログラムの様式には、料金表も記載する。

参考資料：「令和6年度農山漁村振興交付金事業実施提案書様式（農泊推進対策）」
https://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/nousin/240209_301-7.html

なお、4（3）の研修の際、受講者に対し当該様式の説明を行い、三重県と協議の上決定する提出期限までに農泊プログラムを作成させる。

⑥ 研修の講師

次の条件をいずれも満たすこと。（複数名でも可能）

ア インバウンド市場に精通し農泊にも知見がある専門家

農林水産省が推進する「農泊」に関する政策的背景や実践的知見に精通し、かつ、外国人旅行者の農泊ニーズなどインバウンド市場の知見があり、かつ、外国人旅行者向けの農泊プログラムの構築や指導が可能な人物。

イ 受託者

上記4（1）のマーケティング調査で得られた結果について説明ができ、「美し国みえ」のイメージを体現する魅力的な農泊プログラムの開発に必要な知識を研修受講者に習得させ、外国人旅行者向けの農泊プログラムの開発指導が可能な人物。

⑦ 研修の内容

研修内容については、以下のテーマを含んだものとし、講師も含めて企画提案書にて提案を行うこと。

ア 農泊と農泊におけるインバウンドの受入など

（A） 国の農泊推進の考え方（農泊の理想像および推進のための必須事項）

（B） インバウンド受入の効果・事例など

イ 「美し国みえ」のイメージを体現する魅力的な農泊プログラムの作り方

（A） 上記4（1）のマーケティング調査で得られた結果

(B) 上記⑤の農泊プログラムの様式の説明と提出期限

⑧ 研修の広報および研修受講者の募集

チラシの作成など研修受講者の募集の業務は、受託者が主体的に行うこと。

⑨ 農泊プログラムの開発のための研修後のフォローアップ

4（3）の研修受講者が、農泊プログラムを開発するため、研修後のフォローアップを行う。

その方法については、下記ア～ウを加味し企画提案書にて提案を行うこと。

ア 4（3）の研修受講者からの問い合わせに対して、研修以外の機会も活用し、作成をサポートする。

イ 農泊プログラムは、「美し国みえ」のイメージを体現する魅力的な体験とし、農山漁村での「宿泊体験」と、農林漁業体験や農山漁村体験、自然体験等の「体験」を必ず組み入れることとし、地域食材を使った料理などの「食事体験」については、地域の伝統的な食事または地域の食材を中心とした食事内容となるように努め任意で組み合わせて盛り込む。

また食事については、モニターツアー参加者の信教・信条・体質に配慮すること。

ウ 開発する農泊プログラムのターゲットは、フランス、アメリカ、イギリス、台湾、タイ、シンガポール、香港からの外国人旅行者の内、農泊におけるインバウンドの主なターゲットとして想定している「日本に長期間あるいは複数回目の来訪を検討している FIT 層」を基本とする。

なお、県内各農泊地域の提供するコンテンツ等の特色に応じて独自のターゲットングを行うことを妨げるものではない。

(4) モニターツアーのコース設定

受託者は、モニターツアー実施対象事業者選定のため、「審査基準（案）」を作成し、県が定める日（10月下旬予定）までに提出、その後、県と協議して「審査基準」を決定する。「審査基準」の作成にあたっては、以下の項目を含める。

- ・農泊であること
- ・「美し国みえ」のイメージを体現し外国人旅行者をターゲットとしたものであること
- ・採算性

これらに基づき、4（3）の研修受講者から提出されたプログラムの中から実現性の高いものを選定し、3コースのモニターツアー（1コースに2つ以上の体験活動（農林漁業体験や農山漁村体験、自然体験等）を組み入れること）を設定する。なお、選定は三重県との共同審査により、得点上位約3件を基準とするが、特定項目に著しく低評価がある場合は除外する。

モニターツアーのコース設定時には、インバウンド市場に精通し農泊にも知見がある専門家の意見を聴取しその内容をモニターツアーに取り込み、三重県が想定するターゲットに魅力を訴求でき、「美し国みえ」のイメージを体現する内容とし、最終的に三重県の承認を得ること。

(5) モニターツアーの実施

受託者は、モニターツアー参加者の募集を行い、設定した3コースについてモニターツアーを次のとおり実施する。

なお、今回のモニターツアーは、開発したプログラムの検証や地域資源の評価を主な目的として実施する。

① 参加者の募集

受託者は、モニターツアーの広報、告知、参加者募集、申込み受付、催行に伴う問い合わせ対応、参加者の選定、事前調整、事後連絡、及び旅行契約締結等の業務を一括して実施する。

なお、募集方法は、公募またはピンポイントの誘客手法を用いて必要な人数を確保する。

参加者は、以下のア～エの条件をいずれも満たすよう選定する。

ア 過去にインバウンド受入れに関わった経験がある方、またはインバウンド市場に関する知見を持っている方。(インバウンド戦略のコンサルタント業界、旅行業界、観光業界、地域振興、マーケティング、ホスピタリティ業界などに従事している方を想定。)

イ フランス、アメリカ、イギリス、台湾、タイ、シンガポール、香港からの外国人旅行者の内、農泊におけるインバウンドの主なターゲットとして想定している「日本に長期間あるいは複数回目の来訪を検討している FIT 層」の旅行ニーズについて知見のある方。(国籍は問わない)

ウ モニターツアーにおいて、アンケートの回答やヒアリング、意見交換に応じていただけること。

エ 今後のインバウンド受入拡大のため、三重県から県内農泊地域の関係者(農泊事業者、観光協会など)、市町職員、県の関係部署などにアンケートやヒアリングの結果を伝えることについて、了承いただけること。

② 実施期間

モニターツアーは、モニターツアーコース設定後から令和8年2月下旬までを目安に実施する。

③ 実施方法

ア 旅行業法に基づいた2泊3日のモニターツアーを3コースで実施する。

- イ モニターツアー実施日は、４（３）の研修受講者等と協議の上決定する。
- ウ 各コースは概ね５名、全体で１５名以上とする（受入体制に応じて決定）。
- エ 受託者は、宿泊、食事、体験など、必要な旅行サービスの手配を行う。ツアー当日、受託者の担当者が同行し、参加者の引率を行うこと。
- オ 参加者が、日本語では意思疎通が十分円滑にできない場合は、必要に応じて受託者スタッフが通訳ガイドとして同行し、言語面でのサポートを行うこと。
- カ 受託者は、モニターツアー参加者に対し、アンケートやヒアリング、意見交換を実施し、宿泊・体験・食事の各要素の満足度や改善点、旅行商品の魅力度等に関する定性的なフィードバックを収集する。なお、アンケートやヒアリング、意見交換の内容は、三重県と協議の上、受託者が準備・段取りを行う。
- キ モニターツアーについて記録写真の撮影を行い、報告書に整理する。

④ 費用負担

モニターツアー参加者に要する費用の負担は、以下のとおりとする。
 なお、ツアー催行に係る人件費や一般管理費等には、委託料を充てることとし、これらについては、参加者の負担としない。

費用	費用の負担
参加者の自宅から集合場所（東京駅を想定）までの交通費	参加者の自己負担
集合場所（東京駅を想定）から解散場所（東京駅を想定）までの交通費（又は貸切バス等の費用）	全額、委託料を充てる
体験費用（朝・昼・夕食の費用、宿泊費用を除く体験活動の費用）	全額、委託料を充てる
宿泊費用（モニターツアーを実施する農泊地域内での宿泊に限る）	全額、委託料を充てる
朝・昼・夕食の費用	参加者の自己負担
参加者が任意でとる飲食の費用、任意で購入するものの費用	参加者の自己負担
解散場所（東京駅を想定）から参加者の自宅までの交通費	参加者の自己負担
参加者の傷害保険料	参加者の自己負担

⑤ その他注意事項

ツアー中の事故に備えて、参加者全員に国内旅行傷害保険等に加入させること。

保険料は参加者負担とする。(再掲)

(6) モニターツアーの評価とりまとめ及びモニターツアー実施後研修の実施

4 (5) ③カのモニターツアー参加者によるモニターツアーへの評価を実施し、その結果を集計、分析、翻訳しモニターツアー実施報告書を作成する。

報告書の内容を踏まえ、モニターツアー実施後研修を企画・実施し、県内農泊地域の関係者(農泊事業者、観光協会など)、市町職員などを幅広く招集し、本業務で得られた成果を共有する。

① 実施期間

モニターツアー実施報告書とりまとめ後から令和8年3月上旬頃まで(目安)に、研修を1回(4時間程度)実施する。

② 実施日時・実施会場

研修受講者が参加しやすい開催日・時間・場所を設定し、三重県の承認を得た上で決定する。

必要な備品・器具・装置等は全て受託者が用意し、会場の確保および調整等の運営業務を一括して受け持つ。

③ 研修の内容

研修内容については、下記テーマを含むものとする。

ア 4 (2) で策定したアクションプラン(案)の概要

イ 4 (5) のモニターツアーで実施した農泊プログラムの内容

ウ モニターツアーの実施結果(モニターツアー参加者の反応やアンケート結果、今後の課題など)

エ モニターツアー実施後研修参加者からの質疑応答や意見交換の場を設け、地域側の気付きや次年度以降の取組アイデアにつなげる。

5 業務完了後の提出書類

業務完了時には、本業務実施内容、成果その他必要事項を記載した業務完了報告書を、下記の通り提出する。

(1) 業務完了報告書

① 提出期限

令和8年3月19日(木)

② 提出場所

三重県農林水産部農山漁村づくり課

③ 提出物

・業務完了報告書 1部

事業実施による成果をとりまとめたもの。

ただし、下記ア～オに、この委託業務実施による成果を記載している場合は、「業務完了報告書」と題し、受託者から三重県あての「業務が完了したので報告する」旨を記載した送付状のみで可とする。

なお、印刷物にあわせて、電子媒体でも提出すること。

ア マーケティング調査報告書 1部

イ アクションプラン（案） 1部

ウ 農泊プログラム企画書 1式

4（5）のモニターツアーで実施した農泊プログラムの企画書を提出する。開発した農泊プログラムは、タリフ（プログラムの概要や料金体系、条件等をまとめたもの）の形にも整理し提出する。

エ モニターツアー実施報告書（記録写真付き） 1部

4（6）のモニターツアー実施報告書。

なお、モニターツアー実施報告書の作成にあたっては、実施期間、参加者の属性・結果、モニターツアーの記録写真、モニターツアー実施時の配慮事項やポイントなど今後の農泊プログラム開発の参考となるような提案などについて整理する。

オ 4（3）および4（6）の研修実施報告書 1部

研修実施報告書の作成にあたっては、実施日時、参加人数、内容、質疑応答や意見交換において出た意見などを明記し、研修で使った資料を添付する。

（2）その他

- ① 報告書の提出にあたっては、事前に三重県の承認を受けること。
- ② 事業実施状況等をわかりやすく編集すること。

農山漁村地域でのインバウンド受入（※太枠内が本業務の範囲である）

4（１）マーケティング調査の実施

- ・ 県内農泊地域の現状把握
- ・ 対象市場におけるマーケティング調査



4（２）アクションプラン（案）の策定



4（３）農泊プログラムの開発のための研修の実施



4（４）モニターツアーのコース設定



4（５）モニターツアーの実施



4（６）モニターツアーの評価とりまとめ及び
モニターツアー実施後研修の実施



5 業務完了後の提出書類の提出

- ・ 成果品：マーケティング調査報告書
アクションプラン（案）
農泊プログラム企画書
モニターツアー実施報告書
研修実施報告書



県内農泊地域におけるインバウンド受入体制の強化
農林水産省や県観光部と連携したプロモーションの実施



農山漁村の活性化

6 業務実施の条件

- (1) 業務実施にあたり、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県農山漁村づくり課と協議を重ねながら実施すること。
- (2) 委託期間内においては必要に応じてその都度三重県農山漁村づくり課との打ち合わせを実施し、業務の進捗状況及び今後の実施予定等を確認すること。
- (3) 本契約に基づく成果品（上記5（1）③の提出物をいう。5（1）③の研修実施報告書に添付する、研修で使用した資料は除く。研修で資料として使用したとしても、4（3）⑤の農泊プログラムの様式及び5（1）③ア～エは成果品に含む。以下同じ）の所有権は、三重県へ成果品の引き渡し完了したときに、三重県に移転するものとし、成果品の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ）は、成果品の引き渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。ただし、4（3）の研修で作成した農泊プログラム、および4（5）で使用した農泊プログラムの著作権は、当該プログラムを考案した研修受講者が著作権を有するものとする。また、受託者は成果品に係る著作者人格権を、将来にわたって一切行使しないものとする。
- (4) 受託者は、写真撮影にあたっては、肖像権を侵害しないよう、被写体となる人の許諾を得て撮影すること。
- (5) 委託業務遂行においては、常に連絡・調整が取れる体制を整え、円滑な業務実施に努めること。
- (6) 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受託者がその費用を負担する。ただし、その損害が三重県の責めに帰すべき事由による場合においては、三重県がその費用を負担するものとし、その損害額は、三重県と受託者が協議して定める。

7 参考（県内の農泊地域）

三重県 農泊・渚泊 協議会 位置図

